

令和3年4月27日

監査報告書

一般財団法人島根県婦人会館
代表理事（理事長） 野々内さとみ 殿

監事 扇谷 大恵 

監事 山根 満江 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

会計監査のため、関係の帳簿及び書類を閲覧し、計算書類につき慎重に検討を加え、必要に応じて実査、照合を行い説明を求めるなどの方法により調査しました。会計以外の業務の執行を監査するため、理事会及びその他の会議に出席し、理事及び使用人に対して業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類など閲覧するなどの方法により調査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。